

介護保険住宅改修事業者講習会

令和7年2月7日（金）

久留米市 健康福祉部介護保険課

1. 介護保険住宅改修制度とは



介護保険住宅改修制度

要介護(支援)認定を受けている**在宅の方が**、

住み慣れた我が家で安全に自立した暮らしを
続けるための住宅の改修をする際に、

改修費の一部を給付する制度です。

対象者

①在宅で生活している

②介護保険の**要介護(要支援)**の認定を受けている

※住民票の住所地のみ改修対象となる

対象	要介護1～5
	要支援1～2
非該当	事業対象者 (基本チェックリスト該当者)
	非該当



支給額

国（厚生労働大臣）が定める種類の住宅改修で、
利用者の心身の状況や住宅の状況から必要と**市が認めた工事費の
9割～7割**を支給。

【重要】

- 支給限度額は、要介護状態区分にかかわらず定額**20万円**
→そのうち1割～3割が自己負担
- 20万円を**分割して利用可能**
(例) 1回目 10万円 2回目 5万円 3回目 5万円

支給額

※利用者負担割合が1割の場合

限度額20万

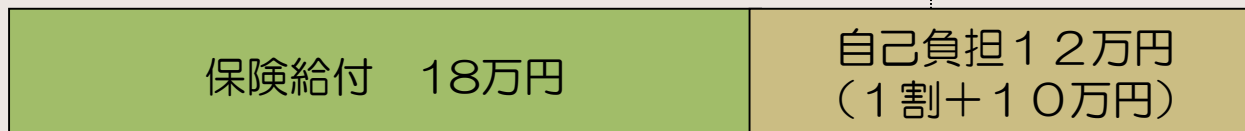
(例1) 支給対象額が20万円の場合



(例2) 支給対象額が10万円の場合

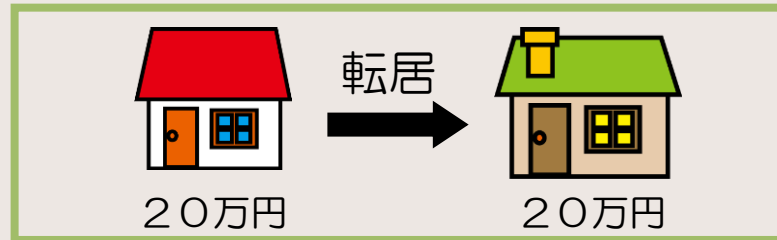


(例3) 支給対象額が30万円の場合



支給額の特例(支給限度額のリセット)

①転居した場合



②要介護状態が著しく重くなった場合

最初の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1、経過的要介護、旧要支援	要介護3～5
要支援2、要介護1	要介護4～5
要介護2	要介護5

要支援2＝要介護1
として取り扱う

※改めて住宅改修費20万円が支給。

ただし、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用。

国が定める住宅改修の種類

1 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関や、各部屋までの通路に転倒防止や移動補助のための手すりを取付ける工事。

- 工事を伴わない（固定しない物）場合は対象外

2 段差の解消

各部屋や玄関から道路までの通路の段差を解消するために敷居を低くしたり、踏み台やスロープを取付ける工事。

- 昇降機やリフトなど動力により段差を解消する機器の設置は対象外

3 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

浴室の床材の変更や、通路面を滑りにくい舗装材に変更するなどの工事。

- 階段に滑り止めを貼り付けたり、床材の表面を加工する場合も対象

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸から引き戸やアコーディオンカーテンなどへの取り替えや、ドアノブの変更、戸車を設置する工事。

- 重い扉を軽くする改修も対象

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器（暖房便座、洗浄付きを含む）に取替える工事。

- すでに洋式便器の場合、機能追加（暖房便座等）のみの工事は対象外
- 非水洗から水洗便器に取替える際の水洗化に関する工事は対象外

6 1～5までの付帯工事

- 手すりの取付けのため、壁に補強板を取付ける工事
- 浴室の床の改修に伴う給排水設備
- 扉の取替えに伴う壁や柱の改修
- 便器の取替えに伴う床材の変更

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路などに転倒予防や移動補助のために手すりを取り付ける工事

【対象工事例】

- 居室内の手すり（居間、便所、浴室、廊下、階段、玄関等）
- 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路、中庭）
- 手すりの付け替え、移設（身体状況の変化等による場合）

【付帯工事例】

- 手すりの取付けのための補強板の設置

【対象外工事例】

- ×建築工事を伴わない手すり
- ×**敷地外**の手すり
- ×メーカーの取付け寸法を超えて設置する手すり



① 手すりの取付け

【チェックポイント】

手すりのエンドには、袖口に引っかかりがないように、**壁付けタイプ**か**エルボキャップ**の使用を推奨しています。



○壁付けタイプ



○エルボキャップ



×よくない例

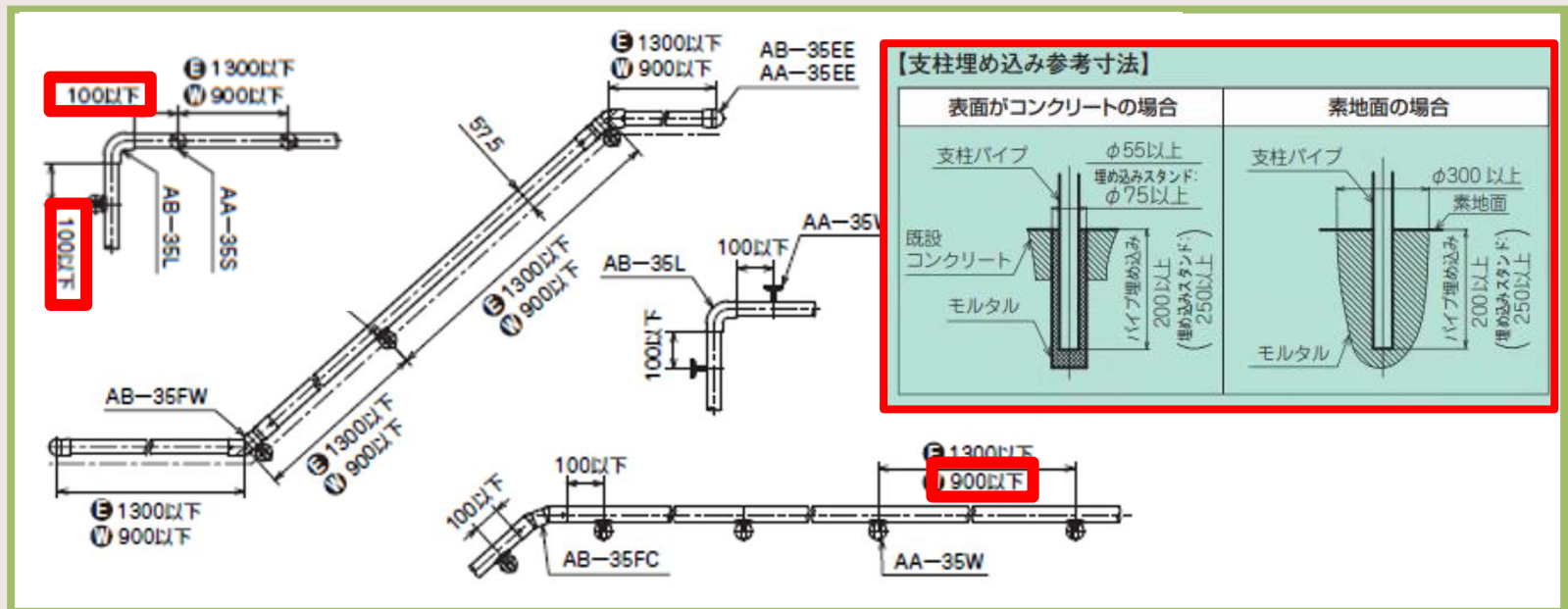
① 手すりの取付け

重大な事故に
繋がる可能性が
あります！！

【チェックポイント】

○メーカーの取付け寸法は必ず確認してください。

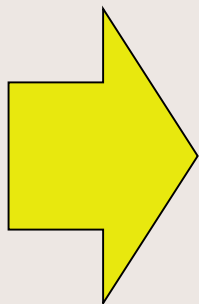
(例) 手すりの場合・・・ブラケットピッチや埋め込み寸法など



① 手すりの取付け

～実際の事故事例～

破損箇所	屋外の支柱付き手すり
事故内容	手すりを使用中に手すりが外れたため転倒し、骨折等の大怪我を負った。
原因	・ <u>埋め込み寸法</u> が基準よりも浅かった ・ <u>水抜き穴</u> を開けていなかった 等



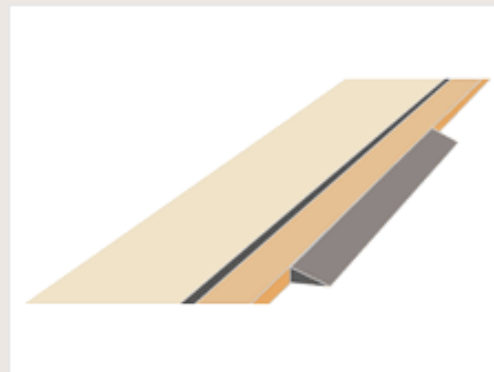
必ず、**施行基準は遵守してください！！**
住宅改修の**利用者は高齢者**であること、
ひとつの**事故が命に関わることを**自覚し、
責任を持って施行してください。
※工事の下請業者にも指導してください。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差や玄関から道路までの通路などの段差・傾斜を解消するための工事

【対象工事例】

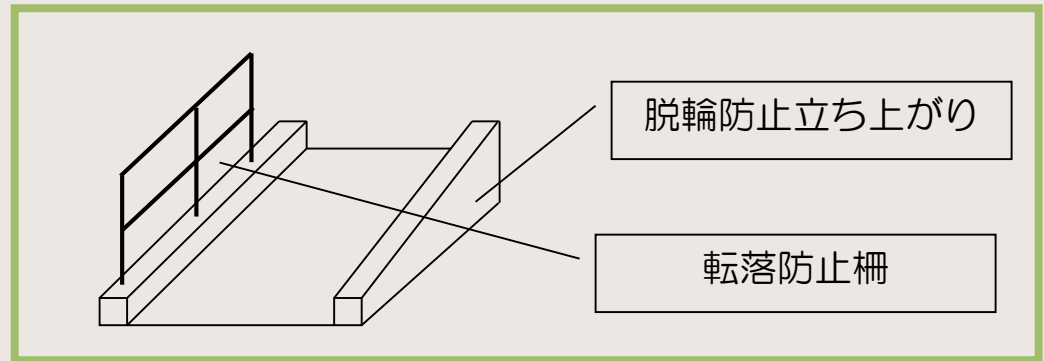
- 敷居を低くする工事
- スロープ・踏み台を設置する工事
- 掃き出し窓や縁側と地面との段差解消
- 浴室の床のかさ上げ、またぎやすい浴槽への取替え



② 段差の解消

【付帯工事例】

- 浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事
- スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置



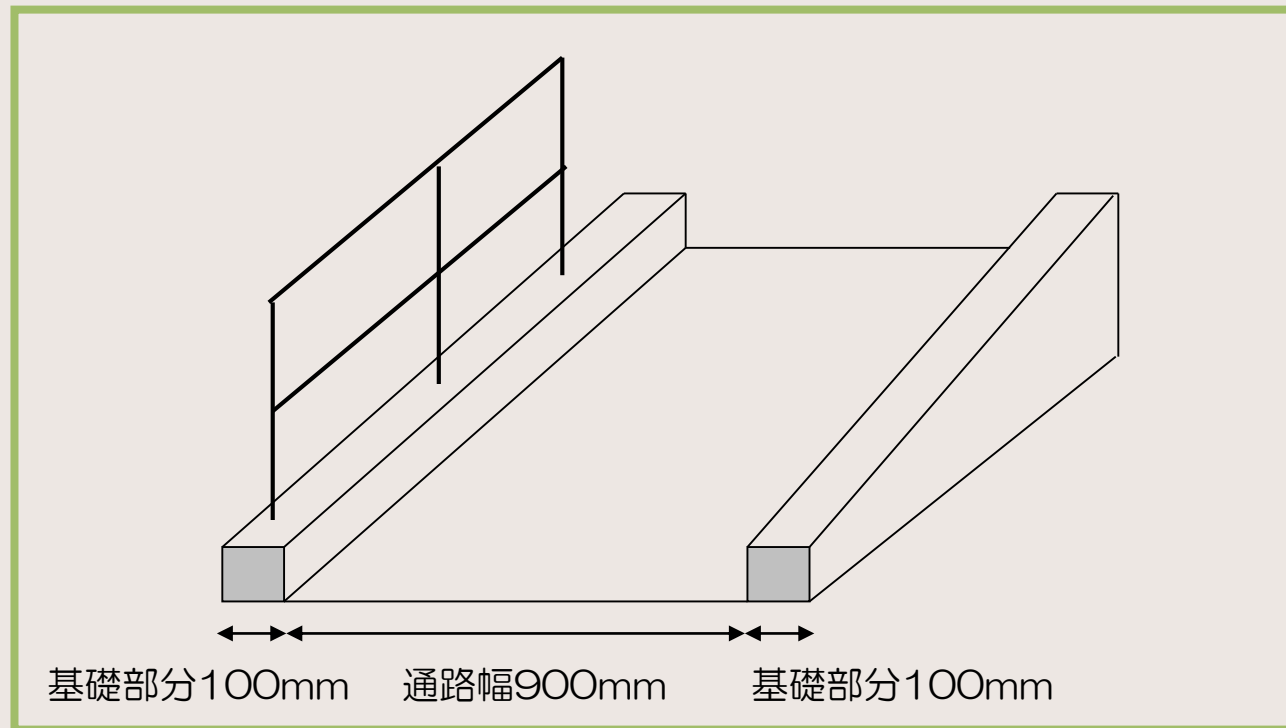
【対象外工事例】

- ×取り付け工事を伴わないスロープや浴室内すのこ
- ×昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事
- ×上がりかまちに腰掛台を設置

② 段差の解消(スロープ)

【チェックポイント】

スロープ幅は、原則**900mm以内**が対象（車輪止めや転落防止柵、手すりを設置する場合の基礎部分は含まない）

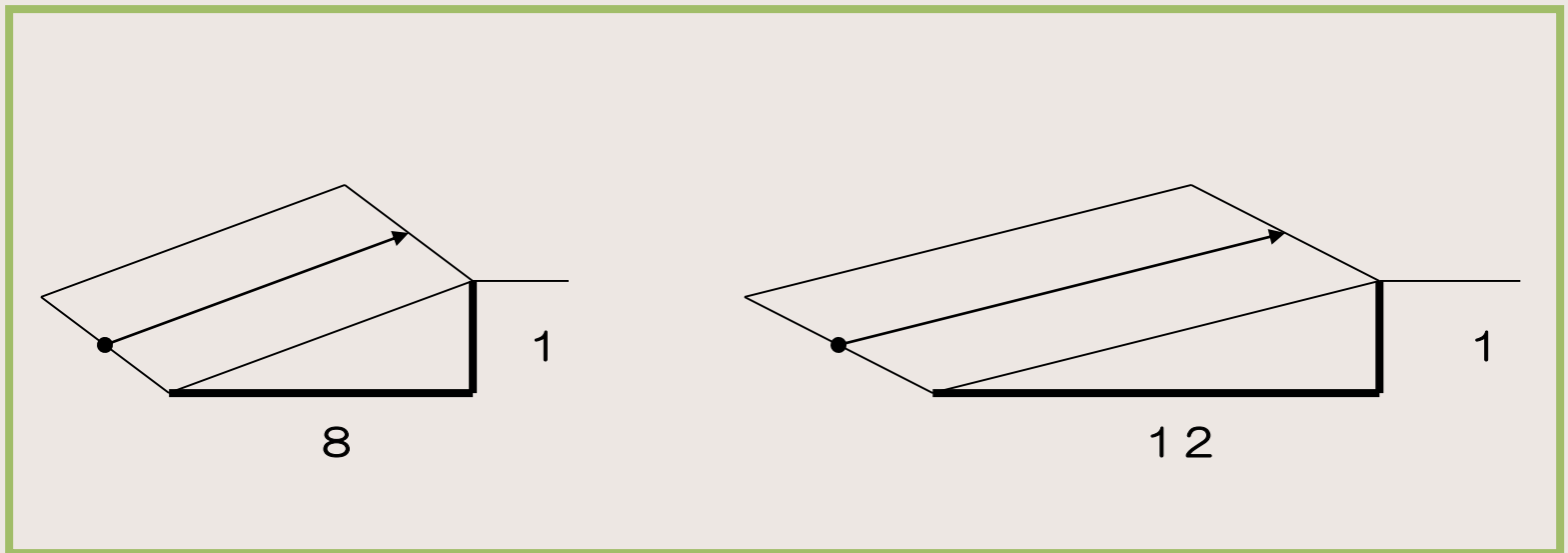


② 段差の解消(スロープ)

【チェックポイント】

スロープ勾配は、1/12が望ましい。

建築基準法では1/8以下となっているため、**1/8を超える勾配は原則対象外。**

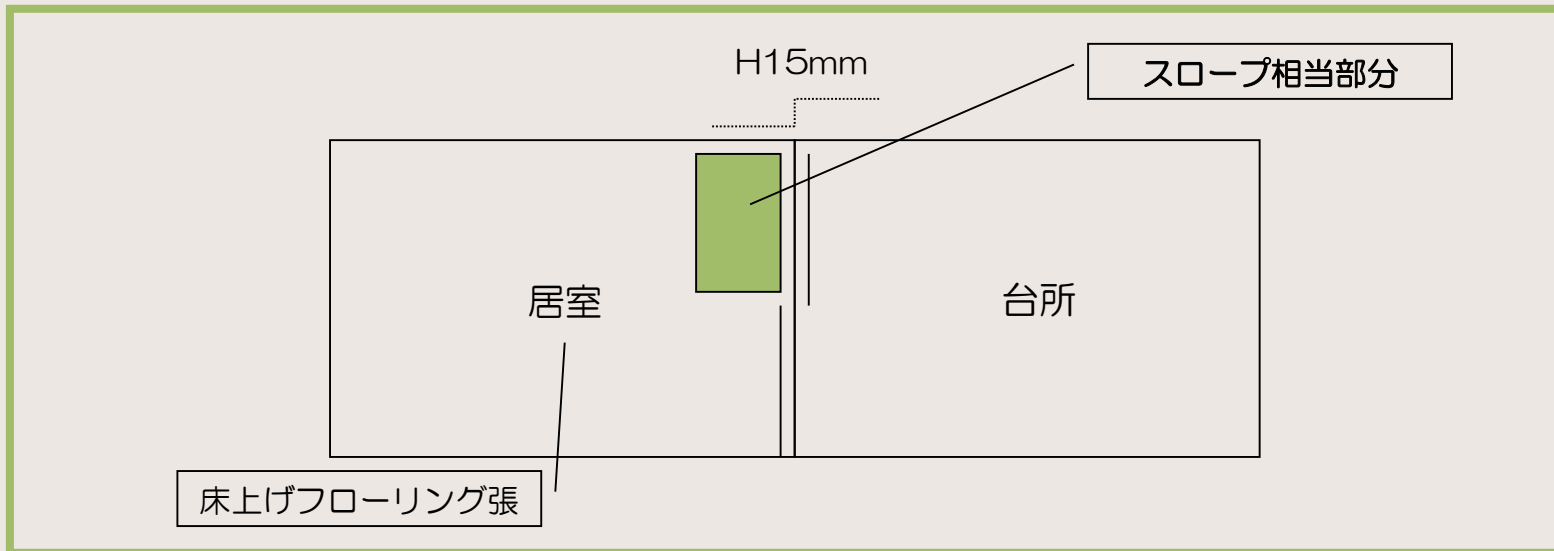


② 段差の解消(床のかさ上げ)

【チェックポイント】

床のかさ上げは、スロープ対応で困難かどうか、全部かさ上げを行う必要があるかどうかの検討が必要。

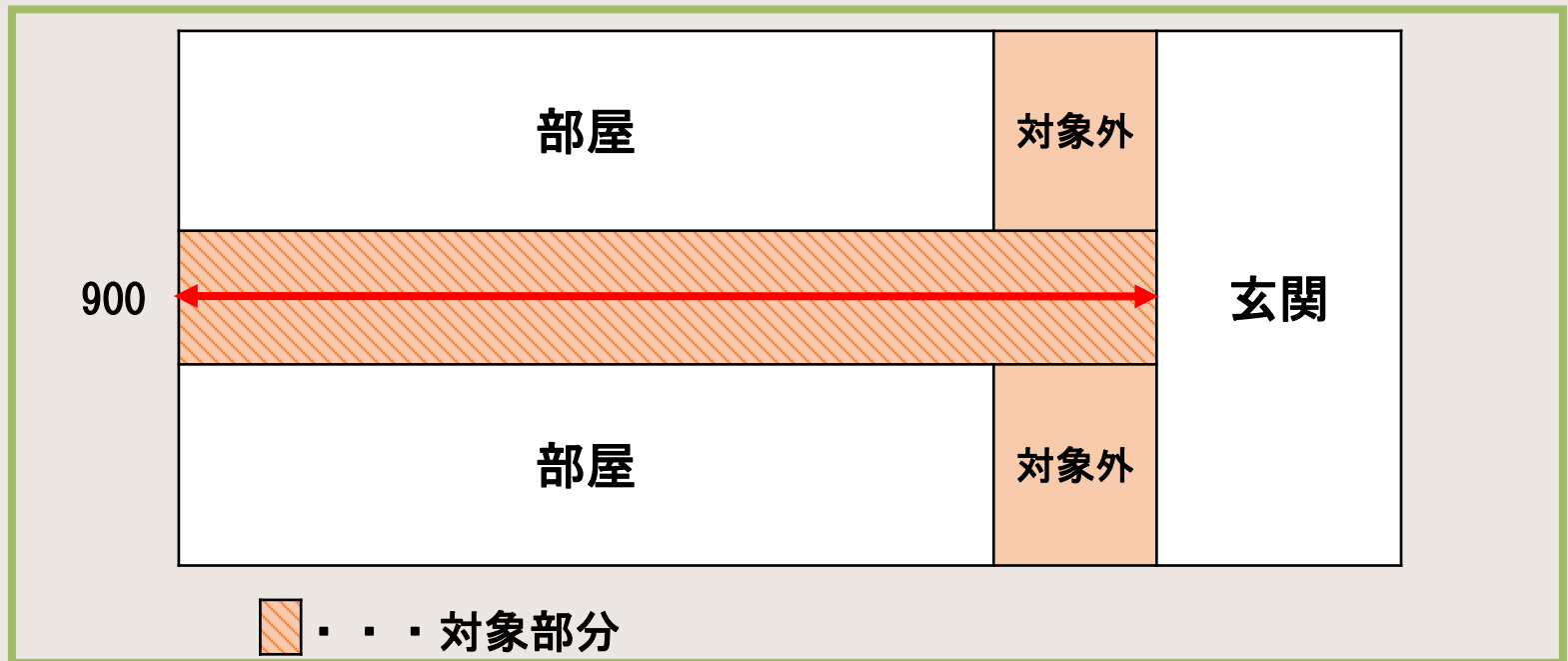
必要でないと判断した場合は、スロープ相当部分を対象とする。



② 段差の解消(床のかさ上げ)

【チェックポイント】

床のかさ上げは、必要な動線部分について検討を行い、必要と認められる動線に付き、幅**900mm**まで対象とする。

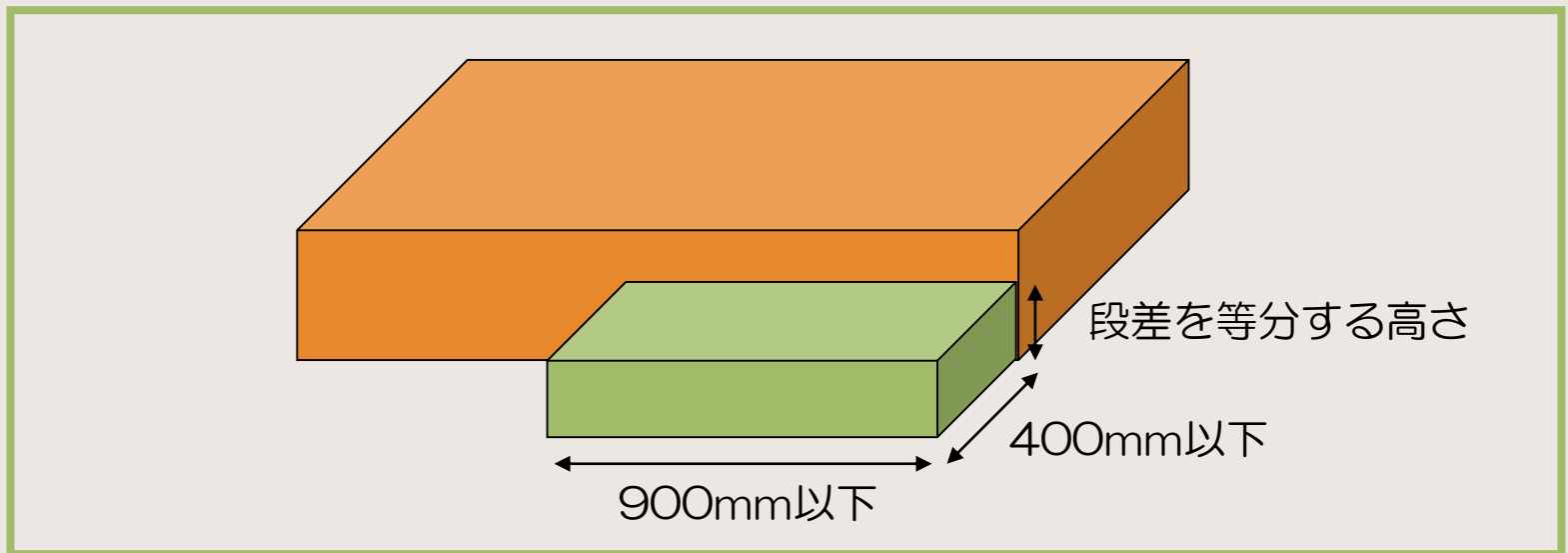


② 段差の解消(踏み台)

カタログの添付が必要

【チェックポイント】

踏み台の設置は、段差の高さを等分に分割するように設置する。
原則として、**幅は900mm以下、奥行きは400mm以下**が対象となる。



③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

【対象工事例】

- 浴室の床材を滑りにくいものに変更
- 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
- 階段床面に滑り防止のためのゴムの取り付け（固定）

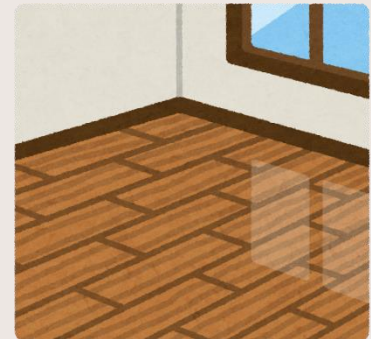
カタログの添付が必要

【付帯工事例】

- 床材変更のための下地の補修や根太の補強
- 通路面の材料の変更のための路盤の整備

【対象外例】

- × **老朽化**による床材の張替え
- ×滑り止めマットを浴室等に敷くのみの変更



④ 引き戸等への扉の取替え

カタログの添付が必要

【対象工事例】

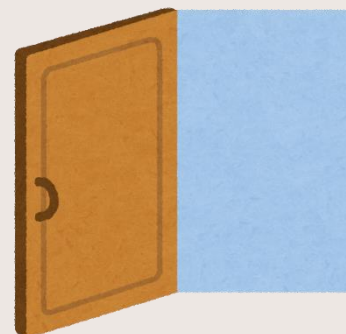
- 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンドア等への取替え
- ドアノブ**の変更、戸車の設置、吊元の変更
- 重い引き戸から軽い引き戸への取替え
- 扉の撤去、扉の位置の変更
- 引き戸等の新設により、扉位置の変更に比べ費用が低く抑えられる場合に限り、扉の新設も対象

【付帯工事例】

- 扉の取替えに伴う壁・柱の改修工事

【対象外工事例】

- ×自動ドアに変更した場合の自動ドアの動力部分の設置



⑤ 洋式便器等への便器の取替え

カタログの添付が必要

【対象工事例】

- 和式便器の洋式便器への取り替え
- 洋式便器の**向きや座面の高さを変える**工事

【付帯工事例】

- 便器の取替えに伴う給排水設備工事
(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)
- 便器の取替えに伴う床材の変更



【対象外工事例】

- ×既に洋式便器である場合の**暖房便座、洗浄機能等の付加**
- ×非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に
取り替える場合の水洗化又は簡易水洗化の部分
- ×電気工事（コンセントの新設）
- ×仮設トイレの費用

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

【チェックポイント】

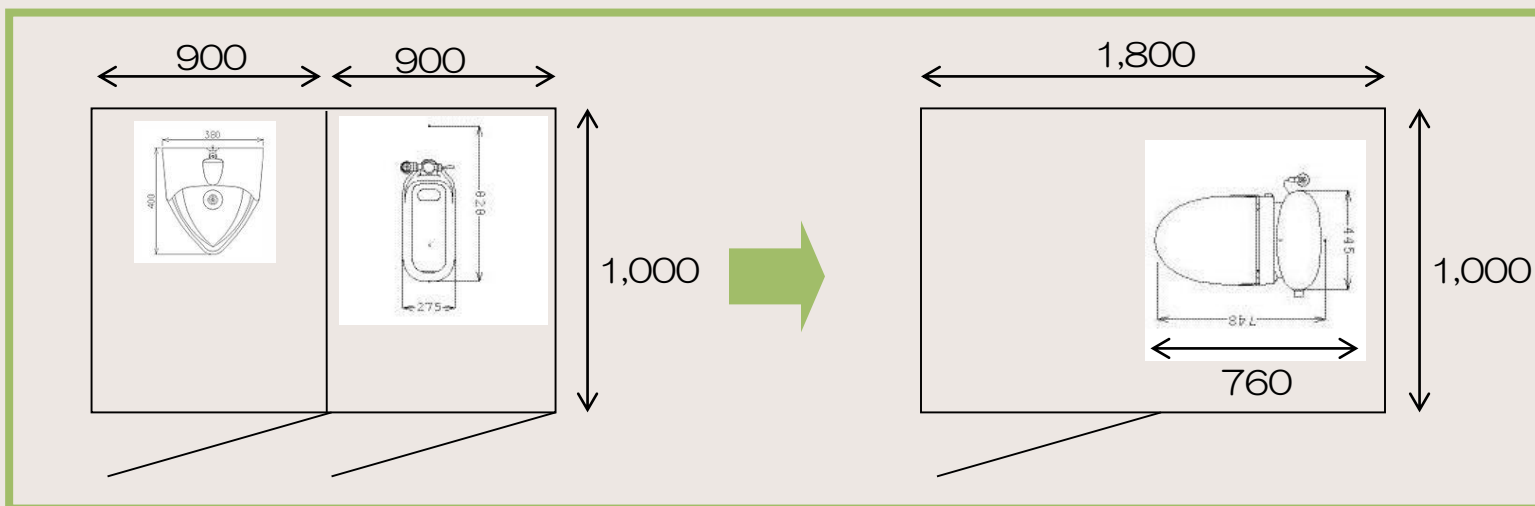
便器は、各社の一定程度の機能の便器金額相当額を**支給限度の基準**とする。

社名	便器・タンク	便座	合計
TOTO	ピュアレストQR 106,600円	TCF6622 93,000円	199,600円
リクシル	アメージュZ ECO5 床排水 110,500円	CW-KB31 87,900円	198,400円
ダイワ化成	FZ300-NKB31 82,800円	DCW-KB31 87,900円	170,700円
パナソニック	アラウーノV専用トワレSN5 120,000円	CH329AWS 63,000円	183,000円
アサヒ衛陶	エディ848 119,000円	DLAL911 68,000円	187,000円

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

【チェックポイント】

トイレの改修に伴う**壁・天井の改修、小便器の撤去は対象外**。
ただし、便器の変更に伴い、間仕切壁の撤去が必要な場合は、
間仕切壁部分の撤去・補修代は対象。



★ ユニットバスの改修工事

【対象工事例】

- 浴室の床のかさ上げ、またぎやすい浴槽への取替え
- 開き戸を引き戸等への取替え、より軽い引き戸への取替え
- 手すりの設置

【チェックポイント】

- 必要な理由に基づいた床・浴槽・扉・手すりと付帯工事の部分価格のみが対象

【必要書類】

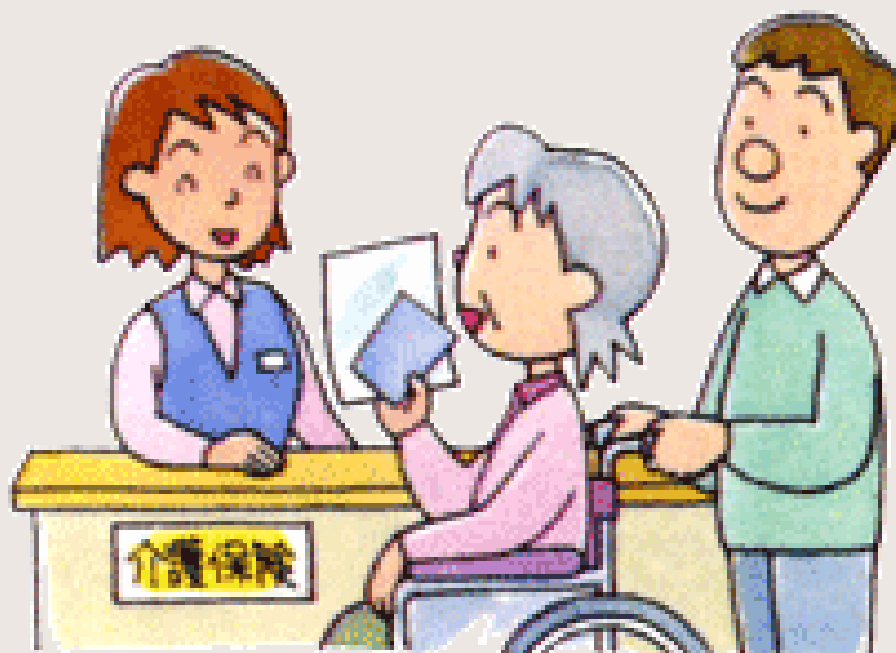
1. 施行業者の見積書（ユニットバス全体）
2. メーカーの明細書（床や浴槽等の部材価格がわかるもの）
3. メーカー発行の振分金額表

注意事項



■市の承認前に着工	×対象外
■老朽化による工事	×対象外
■住宅の新築、増改築	×建築・増築中の工事 ○建物 完成後 の工事
■対象外の工事が含まれている改修	△ 対象部分の抽出・按分 を行い、支給額を算出する
■被保険者が工事の途中で死亡・入院・入所した場合	△死亡・入院・入所までに 完成した部分のみ 対象

2. 介護保険住宅改修の手続き



手続きの流れ

押印は不要です

①市への事前申請（資料2参照）

住宅改修を行うためには必ず**事前に市からの承認が必要です。**

【申請に必要な書類】

- 住宅改修事前承認申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費内訳書（見積書）
- 見取図、**写真**（工事前後の改修箇所がわかるもの）
- その他（承諾書や委任状など）



②工事の実施

市から事前承認通知書が届いたら工事を実施してください。



③市への支給申請（資料2参照）

工事が完了したら必要書類を準備して、市へ申請をしてください。

【申請に必要な書類】

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 改修**前後**の写真（日付入り）
- その他（請求書や委任状など）



④市から給付

支給申請日の翌月25日に利用者又は事業者に振り込まれます。

支給方法（P46、47参照）
通常は「償還払い」、登録事業者に限り「受領委任払い」が利用可能。

理由書の作成

- ・「住宅改修が必要な理由書」は、**担当のケアマネジャー及び地域包括支援センター職員が作成**する。※1
- ・担当のケアマネジャー等がない場合※2

【チェックポイント】

- ※1 被保険者が介護サービス等を利用していないが、居宅サービス計画等作成依頼届出書等を市に提出している場合は、**担当のケアマネジャー若しくは地域包括支援センター職員が必ず理由書を作成**すること。
→被保険者証の中身を確認。
- ※2 久留米市が理由書作成者として認める資格（福祉住環境コーディネーター2級以上など）を持つ者が作成する。



見積・見取図の作成

○見積もりについて

【チェックポイント】

！材料費、施工費、諸経費等を**適切に区分**する。

！材料費は部材ごとに可能な限り区分し、メーカー、型番、寸法等を記載する。

！諸経費は総工事費の**10%程度**までとする。

○見取り図について

【チェックポイント】

！各改修箇所の**寸法を明記**する。

！平面図とともに、手摺等の取付位置やスロープの形状などを記載した展開図（立面図）も必ず提出。

！写真は、改修箇所を撮影したものを提出する。

着工前写真撮影例



【チェックポイント】

- 改修箇所がわかる写真
- 上記写真のように設置イメージがあるとよりわかりやすい

事前申請時の注意事項 (入院・入所中)

住宅改修は、在宅で生活している方を対象としたサービスです。
入院、入所中など自宅にいない場合は、原則として住宅改修の対象となりませんが、心身の状態によっては、自宅に戻る前に住環境を整える必要がある場合も考えられます。

このように、緊急性やしかるべき理由があると認められる場合に限り、自宅に戻る前の改修工事を可能としています。

着工日	申請受付の要件	支給の要件
入院・入所中	理由書に医師や理学療法士等からの 意見の記載 入院・入所中の承諾書の提出	退院、退所
退院・退所後	入院・入所中の承諾書の提出	退院、退所

注意

退院・退所後に着工の場合でも、承諾書の提出は必須です。
退院・退所できなかった場合は、改修費用が全額自己負担になります。
利用者や利用者家族に対してリスクの説明を必ず行ってください。

事前申請時の注意事項 (認定申請中)

住宅改修は、要介護（要支援）認定者を対象としたサービスです。
そのため、要介護（要支援）認定申請中の場合は、原則として住宅改修の対象となりませんが、心身の状態によっては、認定結果が出る前に住環境を整える必要がある場合等も考えられます。
このように、緊急性やしかるべき理由があると認められる場合に限り、自宅に戻る前の改修工事を可能としています。

着工日	申請受付の要件	支給の要件
認定申請中 認定後 (いずれの場合も)	認定申請中の承諾書の提出	認定後

注意

認定が非該当となった場合は、改修費用が全額自己負担になります。
利用者や利用者家族に対してリスクの説明を必ず行ってください。

その他チェックポイント①

生活保護費受給者の 工事

通常の介護保険課での申請に加え、生活支援課（生活保護担当課）での許可が必要になるので、**担当のケースワーカーと連携**をとりながら進めること。

※工事完了後、生活支援課への請求の前に、工事の完成状態を介護保険課にて確認。【別紙資料参照】

手続上のよくある トラブル

事前申請内容と工事の完成状態が異なる・・・

【対策】

- ①事前申請の前に、本人・家族、ケアマネジャー、施工業者で改修内容を一同で検討し、改修内容を固めること。
- ②工事責任者は、本人・家族の意向や現場での判断で勝手に工事を変更することがないよう監督すること。
- ③**変更が生じる場合は、必ず工事を中断し、**ケアマネジャーに連絡し、市へ相談すること。

※支給申請時の事後報告では×

その他チェックポイント②

疑義のある住宅改修

不必要な工事を行っていたり、事前申請とは違う工事内容を行っていたりするなど、疑義のある場合は現地確認や調査を実施します。



工事实施の注意事項

事前申請に基づき、住宅改修の必要性が認められた場合には、市から**利用者に事前承認通知書を送付**。



利用者からケアマネジャーと施工業者へ連絡。



【チェックポイント】

- 事前承認前に着工した工事は、介護保険住宅改修費の支給対象外。
- 申請受理から約10日前後で結果を市から利用者に通知
- 事前承認は、工事の適正さを確認するためのもので、住宅改修の支給額の決定は、工事後の支給申請後に確定。

工事实施の注意事項

事前承認通知が届いた後に着工し、事前申請の内容とおりの工事を実施してください。



現場の判断での変更は不可！



【工事内容の変更が生じる場合】

工事を一旦中止し、ケアマネジャーを通じて**市への連絡**が必要。
連絡がない場合の工事変更は**全額対象外**になる場合も有。

【利用者が死亡、入院、入所した場合】

工事を一旦中止し、ケアマネジャーを通じて**市への連絡**が必要。
利用者が死亡、入院、入所までに完成した部分が支給対象。
連絡がない場合の工事完了は**全額対象外**になる場合も有。

支給申請時の注意事項



×改修箇所の一部が切れている場合

（例）トイレのＬ型手すりの上のほうが切れている。
屋外手すりの柱の固定部分が鉢植えで隠れている。

×見積書にある部材が確認できない場合

（例）階段手すりなどの長い手すりの端が確認できない。
手すりの継手（受け）部分



×写真内に日付が入っていない場合

（例）カメラ日付機能、黒板・白板等による日付表示
パソコンでの日付の後入れは不可。
日付がない場合には、担当ＣＭの署名、印鑑が必要。

・段差解消の工事の場合は、メジャーあての撮影。

（例）浴槽の取替えや踏み台設置の場合。

完成写真撮影例①(手すり)



→ L型手すりの上部が写真では見切れているため、撮りなおしが必要。

L型手すりの全体が写真で確認できるため、OK。 →



※跳ね上げ手すりの場合は、跳ね上げ状態と接続状態の両方の写真が必要。

完成写真撮影例②(段差解消・踏み台)



【施工前】

→ 踏み台設置予定箇所の
段差をメジャーをあてて
撮影する。(H=300mm)

【施工後】
→ 踏み台設置後、踏み台を
固定している部分と、
段差が解消された部分が
分かる様にメジャーをあて
撮影(H=150mm) →

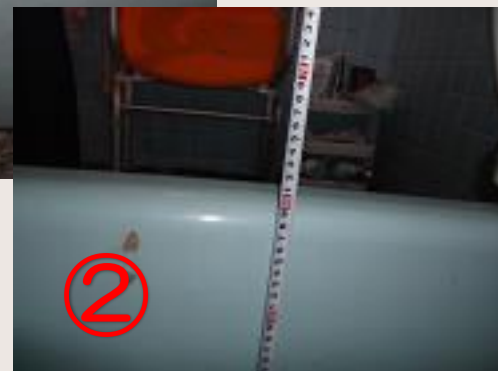


完成写真撮影例③(段差解消・浴槽)



【施工前】
➡ 現在の浴槽の全体を撮影

改修前の浴槽のエプロン
の高さ①と浴槽の深さ②
をメジャーをあてて撮影



完成写真撮影例③(段差解消・浴槽)



【施工後】
→ 改修後の浴槽の全体を撮影

改修後の浴槽のエプロン
の高さ①と浴槽の深さ②
をメジャーをあてて撮影



完成写真撮影例④(床面材料の変更)



浴室内の床面材料の変更については全体を分かるように写真を撮影。特に四隅が撮影できないといけな
いため、写真を分けて全体を撮影。



完成写真撮影例⑤(扉の取替え)



扉の取替えの際には開閉時の写真と全体が確認できるように写真を撮影。



完成写真撮影例⑥(扉の取替え・ドアノブの交換)



ドアノブの交換については、
交換した部分が分かるように、
扉の両側から写真を撮影。（写真①）
もしくは、
両側が写真で確認できるように撮影。
（写真②）



もしくは



※扉のレールを交換した際には、レール全体が写るように写真を撮影。

3 介護保険住宅改修費受領委任払い 取扱事業者登録申請手続について



目的

- 平成25年度から介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録制度を導入
- 介護保険住宅改修費の受領委任払いの取扱いを行うことのできる住宅改修事業者を「久留米市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者名簿」に登録し、広く市民に周知。

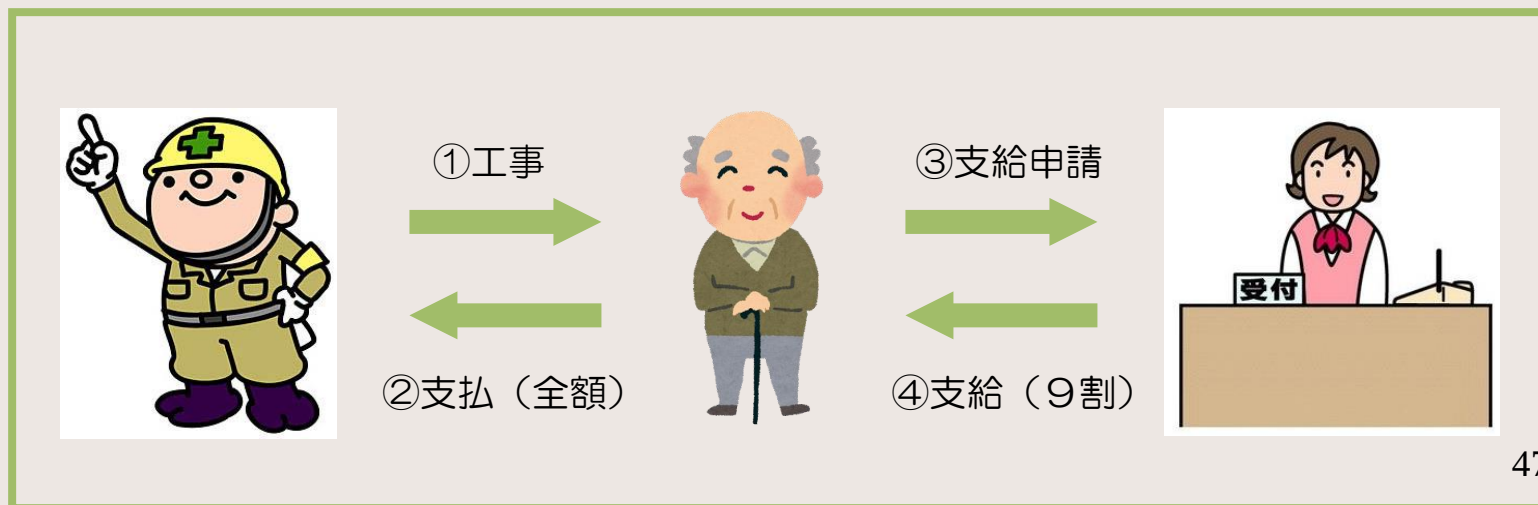


介護保険住宅改修費にかかる市民の利便性の向上を図る

支給方法(償還払い)

①償還払い(全事業者可)※利用者負担割合が1割の場合

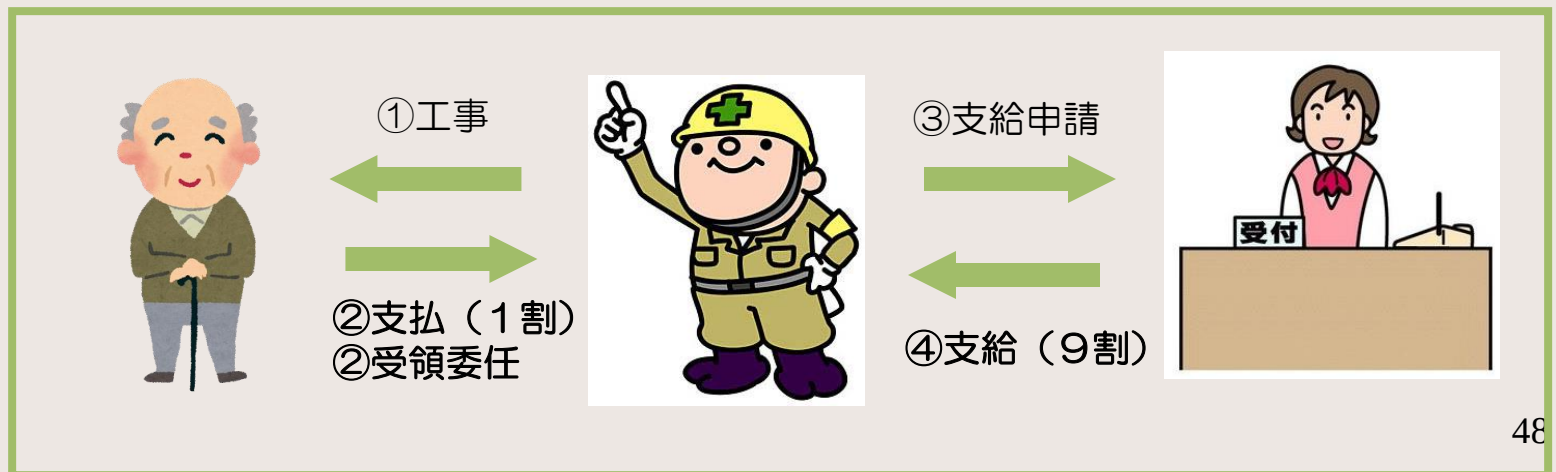
住宅改修費の基本となる支給方法で、介護保険利用者が工事代金の全額を住宅改修事業者を支払い、その後、工事代金の1割（自己負担分）を除く9割（保険給付分）を、介護保険利用者が久留米市に請求し、介護保険給付金を受領する方法。



支給方法(受領委任払い)

②受領委任払い(登録事業者のみ)※利用者負担割合が1割の場合

介護保険利用者の経済的負担を軽減するための制度で、介護保険利用者は住宅改修事業者に工事代金の1割(自己負担分)を支払い、介護保険利用者から受領委任を受けた住宅改修事業者が、久留米市に介護保険給付分である工事代金の9割を請求し、介護保険給付金を代理受領する方法。



スケジュール

①介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録申請書の提出

【申請書】

介護保険住宅改修費等受領委任払い
取扱事業者登録届出書一式



【申請締切日】

令和6年2月29日(木)まで <必着>
※郵送の未着は、書留以外対応不可

【申請先】

久留米市役所6階 介護保険課

スケジュール

②介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録結果の通知

【通知】

申請内容を確認の上、令和6年3月下旬頃までに
事業所あてに結果を送付予定

※通知が届く前に、令和6年4月1日以降着工予定の
事前申請を行う場合は、申請時に登録申請中である
ことを申出。

【登録期間】

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで



スケジュール



③介護保険住宅改修費等受領委任払いの取り扱い

【利用対象】

今回の登録に基づき、登録された日から令和9年3月31日までに登録業者が着工した住宅改修の住宅改修費について、受領委任払いの利用が可能

④介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録の更新

【更新案内】

登録中の事業者の方には、令和8年度に開催予定の登録更新の講習会の案内を送付予定



注意事項

(1) 受領委任払い取扱事業者の限定

受領委任払いの場合には、事前申請書・支給申請書に、登録業者番号の記載が必要



(2) 受領委任払いの利用申出への応諾

【更新案内】

受領委任払い取扱事業者名簿に登録された事業者は、被保険者からの**受領委任払いの利用の申出に応じる必要有り**

ただし、被保険者が償還払いを希望した場合は、償還払いによる対応は可能



注意事項

(3) 受領委任払い取扱事業者の公表

【公表項目】

- | | |
|-----------------------|--------|
| ○事業所所在地 | ○事業所名称 |
| ○電話番号 | ○FAX番号 |
| ○営業時間 | ○休業日 |
| ○業務区域 | |
| ○福祉住環境コーディネーター2級以上の有無 | |



(4) 受領委任払いを利用できる被保険者の制限

介護保険料の滞納がある等、被保険者の事情により、**受領委任払いが利用できない場合もある**ので注意！

おさらい①

- P03 住宅改修は要支援または要介護の**認定を持つ在宅生活者**が対象
- P07 給付の対象となる工事は、①手すりの取付け、②段差の解消、③床又は通路面の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への取替え、⑥これらに伴う付帯工事
- P17 床のかさ上げは、必要な動線部分について検討を行い、必要と認められる動線に付き、幅**900mm**まで対象
- P25 **老朽化**に伴う工事と判断される場合は**対象外**
- P25 市の**事前承認より前に着工**した場合は**対象外**
- P25 被保険者が工事の途中に死亡・入院（入所）した場合は、死亡・入院（入所）までに完成した部分のみ対象
- P27 事前承認申請時には、見取図及び**写真**の添付が必要

おさらい②

- P28 理由書は、被保険者が居宅介護事業所と契約している場合は、**必ず担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員が作成**
- P31 被保険者が入院（入所）中または認定申請中の場合は、緊急性及び必要性が認められる場合のみ事前申請の受付を行う（被保険者の承諾書が必要）
- P33 事前申請承認後に工事内容が変更になる場合や、工事中に被保険者が死亡、入院（入所）した場合は、**必ず工事をいったん中断**し、ケアマネジャー等を通じて市に連絡
- P35 市に**連絡なく工事内容を変更した場合**は、全額が保険給付対象外
- P36 支給申請時の写真は、使用した部材や寸法、全体が分かるように**メジャーをあてて**撮影し、必ず撮影日の日付が入ったものを提出

4 住みよか事業について



住みよか事業とは

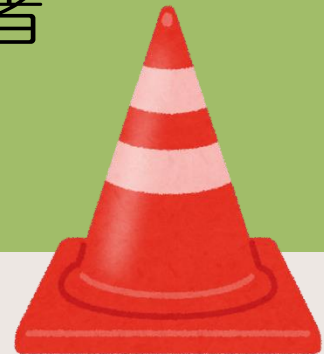
- ・ **要介護・要支援者**のうち、**所得税非課税世帯**を対象に、高齢者等が利用する部分のバリアフリー改修工事に対し、**30万円を上限**に助成する制度
- ・ 住宅改修と異なり、自己負担額は発生しない。
- ・ 1人に付き、1度しか利用できない。
- ・ 予算に限りがある。

ご利用になる可能性がある場合は事前に
介護保険課へご連絡をお願いします。

対象者

次の**全ての**要件を満たす者

- (1) **本市に居住**する者
- (2) 介護保険法の**要介護又は要支援の認定**を受けている者
- (3) 当該年度分の**市民税が課されていない者**のみで構成される**世帯**に属する者
- (4) 過去に助成実績がない者



申請の条件



介護保険住宅改修が優先するため、住みよか事業の申請は次のケースに限られる。

- ①介護保険住宅改修において、対象経費が20万円を超える場合
- ②介護保険住宅改修が既に20万円の限度額に達しており、更に住宅改修が必要な場合
- ③介護保険住宅改修の対象にならないが、住みよか事業の対象となる工事を行う場合

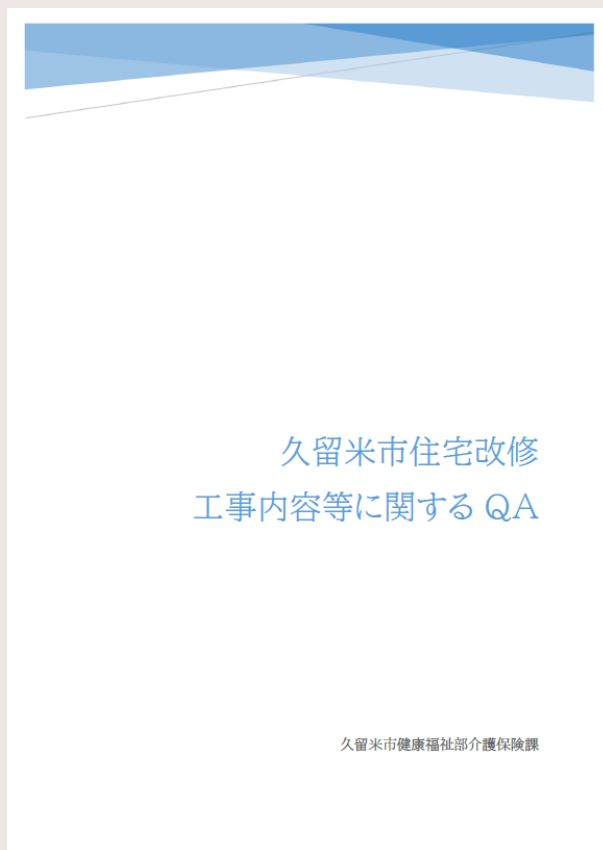
対象工事例

※住宅改修対象工事を除く対象工事例

- ①足元灯の設置
- ②照明器具の設置・取り替え
- ③スイッチ類の取り替え
- ④段差解消機・リフトの設置
- ⑤踏み板の設置
- ⑥腰掛け台・ベンチの設置
- ⑦車椅子対応への拡幅
- ⑧柵の設置
- ⑨緩やかな勾配への改造
- ⑩階段昇降機・ホームエレベーターの設置
- ⑪すのこの取り付け
- ⑫移乗台・腰掛け台の設置
- ⑬リフトの取り付け
- ⑭スライド式シャワーフックの取り付け
- ⑮補高便座・便座昇降機の実装
- ⑯蛇口の取り替え
- ⑰流し台・調理台の取り替え・移動



久留米市住宅改修Q&A



3月公開予定

- ・住宅改修の過去の事例や質問等に対する回答を掲載します

最後に



ご視聴ありがとうございました